

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

## ○議事日程

平成27年7月7日（火曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について

## ○出席委員（33名）

1番 早川 英雄 君	3番 佐藤 久雄 君	6番 佐藤 善一 君
7番 清水 宗夫 君	8番 兼村 正美 君	9番 石木 治男 君
10番 後藤 利彦 君	11番 大澤 慶一 君	12番 八木 豊明 君
13番 杉山 徳成 君	14番 村井 由和 君	15番 山田 晴重 君
16番 亀山 浩 君	17番 安田 孝義 君	18番 篠田 恭道 君
19番 横井 文雄 君	20番 中島 利彦 君	21番 増井 賢一 君
22番 加藤政比古 君	23番 土屋 尊史 君	24番 神山 博和 君
25番 野村 茂 君	26番 長屋 芳成 君	27番 日置 香 君
28番 藤川 勝 君	29番 相宮 千秋 君	30番 永井 博光 君
31番 岡田 忠敏 君	32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君
34番 漆畑 和子 君	35番 岩田 幸子 君	36番 鷺見 勇 君

## ○欠席委員（2名）

2番 早川 誠一 君      4番 早川 清治 君

## ○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君	農業委員会事務局長	玉田 和久 君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君	農業委員会事務局係長	内田 千夏 君
洞戸事務所 課長補佐	足立庄三郎 君	板取事務所 主任主査	長屋 守世 君
武芸川事務所 主査	松井 信弘 君	武儀事務所 主査	猿渡 香織 君
上之保事務所 主査	加藤光太郎 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。

5月の初めに農業委員の交代がありましたので、本日はこれから委嘱式を始めたいと思います。関市議会推薦で選出されました鷺見委員、よろしくをお願いします。

（委嘱状授与）

○36番（鷺見勇君）ただ今、委嘱されました鷺見です。これから皆様にご指導いただきながら努めてまいりたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、はじめに佐藤善一会長からご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君） 天候が不安定な日が続いておりますが、風邪をひかないようにしたいものです。先日、婚活イベントを初めてバスを利用し板取で開催しました。今までと比べて少人数でしたが、雨が降ることもなく、景色も良く、環境の素晴らしいところで行うことが出来ました。婚活委員には大変お骨折りいただきましたし、無事に終えることが出来ました。ありがとうございました。

また、先程、鷺見委員の委嘱がありましたが、これからもよろしくお願いします。

○課長補佐（長尾成広君） それでは、経済部長にあいさつをお願いします。

○経済部長（坂井一弘君） 会長の挨拶にもございましたが、天候が不十分で寒い日も続いておりますが体調管理には十分お気を付けください。

婚活イベント、お疲れ様でした。今回は3組カップルになられたと聞いております。皆様方のおかげでこの婚活イベントも軌道に乗りまして進んでいる状況でございます。感謝を申し上げます。

○議長（佐藤善一君） それでは、ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、2番早川誠一委員、4番 早川清治委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

25番 野村 茂委員、26番 長屋芳成委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件は位置図が1ページになります。

所有権移転で申請地は志津野地内、東海環状自動車道富加関 IC の北東520mほどに位置する畑141㎡です。

譲受人は、社会福祉法人であり、申請地付近に障がい者福祉施設を設置する予定であり、申請地を譲り受け、入所者の農業体験用に利用したいというもの。譲渡人は、破産管財人弁護士であり、申請地を払い下げ破産管財物件の処分をしたいというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

2番の案件は位置図が2ページになります。

所有権移転で申請地は、迫間地内、上迫間公民センターの北東230mほどなどに位置する農振農用地である田、623㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、迫間地内、上迫間公民センターの北東210mほどなどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、18㎡、及び畑4筆、371㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、遠方に引っ越すことになり農業経営が困難になるため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

4番の案件は位置図が4ページになります。

所有権移転で申請地は、東本郷地内、中濃厚生病院の南東600mほどに位置する農振農用地である田、2083㎡です。

譲受人は、競売にて最高価買受申し出人となり、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

5番の案件は位置図が5ページになります。

所有権移転で申請地は、倉知地内、下倉知公民館の西南西310mほどなどに位置する田2筆、2089㎡です。

譲受人は、父である譲渡人より申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、子である譲受人の申し出に応じ贈与するというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

6番の案件は位置図が6ページになります。

所有権移転で申請地は、戸田地内、戸田転作促進技術センターの北西130mほどなどに位置する農振農用地である田2筆、3858㎡及び畑3筆、552㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

7番の案件は位置図が7ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、戸田地内、戸田転作促進技術センターの北西550mほどに位置する農振農用地である田、2027㎡です。

使用借人は、申請地を借り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

8番の案件は位置図が8ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀中之保地内、武儀事務所の北東610mほどに位置する畑、395㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、遠方に居住しており農業経営が困難であるため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの7件、使用貸借に関するもの1件、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1番（早川英雄君） 1番について異議ありません。
- 6番（佐藤善一君） 1番について異議ありません。2番、3番については担当委員より異議なしと伺っております。
- 8番（兼村正美君） 4番について異議ありません。
- 9番（石木治男君） 4番について異議ありません。
- 10番（後藤利彦君） 5番について異議ありません。
- 18番（篠田泰道君） 6番、7番について異議ありません。
- 20番（中島利彦君） 8番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。

議案第1号の8件につきまして原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は5ページになります。

1番の案件は位置図が9ページになります。

申請地は、武芸川町谷口地内、武芸小北東610mに位置する登記地目が畑、現況地目が畑一部宅地、211㎡及び畑、52㎡です。

申請人は、申請地北側に自己用の住宅の建築を予定しており、進入路が手狭なため申請地を進入路として整備したいというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、畑及び一部宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が、10ページになります。

申請地は、武芸川町八幡地内、大森神社の北東140mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、334㎡です。

申請人は、申請地に自己用の住宅の建築を建築したいというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上2件について、ご審議をお願いします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 28番（藤川 勝君） 1番について異議ありません。
- 29番（相宮千秋君） 2番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号の2件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の2件を岐阜県知事に進達することといたします。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は6ページからになります。

1番の案件は位置図が11ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の南西300mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、183㎡です。

賃借人は、申請地の100mほど南側にて自動車・飛行機及び家電製品の部品のデザイン及び加工等を営んでいる法人であり、駐車場が手狭になってきたため、申請地を借り受け駐車場として整備したいというもの。賃貸人は、自身が経営している法人（賃借人）の申し出に応じ貸し付けるというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

賃貸借の期間は、許可日から30年間としています。

2番の案件は位置図が12ページになります。

所有権移転で申請地は西田原地内、田原グランドの北60mほどに位置する畑、552㎡です。

譲受人は、譲渡人の娘婿であり、現在居住する住宅が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、申請地に自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

6月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地となりますが、今回の申請は、集落接続に該当するため許可相当と判断します。

3番の案件は位置図が13ページになります。

所有権移転で申請地は西田原地内、めぐみの農協田原支店の北東170mほどに位置する畑、107㎡です。

譲受人は、土木建築工事業等を営んでおり、申請地を譲り受け、申請地に建築資材置場として整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農業経営が困難なため譲受人の申し出に応じ、申請地を譲り渡すというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

4番の案件は位置図が14ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は西田原地内、めぐみの農協田原支店の北330mほどに位置する田1882㎡です。

使用借人は、刃物製造業を営んでおり、業務拡大のため申請地を譲り受け、刃物製造工場及び駐車場を整備したいというもの。使用貸人は、自身が経営している法人（借借人）の申し出に応じ貸し付けるといふものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

6月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地となりますが、今回の申請は、既存施設用地の1/2以内の拡張に該当するため許可相当と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から30年間としています。

5番の案件は位置図が15ページになります。

所有権移転で申請地は、志津野地内、東海環状自動車道富加関ICの北東420mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、150㎡です。

譲受人は、3条の1番と同じ社会福祉法人であり、申請地付近に障がい者福祉施設を設置する予定であり、申請地を譲り受け、その施設職員の駐車場用地として利用したいというもの。譲渡人は、破産管財人弁護士であり、申請地を払い下げ破産管財物件の処分をしたいというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

6月19日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

6番の案件は位置図が16ページになります。

所有権移転で申請地は、稲河町地内、稲河公民館の南西70mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、182㎡です。

譲受人は現在居住している賃貸住宅が手狭になってきたため、申請地と隣接する北側の土地を譲り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を弟に貸借していたが数年前に返却がありその後の利用を検討していたところ、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

7番の案件は位置図が17ページになります。

所有権移転で申請地は、稲河町地内、稲河公民館の南西60mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、182㎡です。

譲受人は現在居住している賃貸住宅が手狭になってきたため、申請地と隣接するその北側の土地を譲り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を弟に貸借していたが数年前に返却がありその後の利用を検討していたところ、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

8番の案件で位置図は18ページになります。

所有権移転で申請地は、段下地内、倉知小学校の西320mほどに位置する田、1294㎡のう

ち742.59㎡及び畑、191㎡のうち176.70㎡です。

譲受人は不動産業を営んでおり、申請地を譲り受けて、宅地分譲地として整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが高齢により農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

6月19日に現地確認をしたところ、農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

9番の案件で位置図は19ページになります。

所有権移転で申請地は、段下地内、倉知小学校の西260mほどに位置する田、351㎡です。

譲受人は不動産業を営んでおり、申請地を譲り受けて、宅地分譲地として整備したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

6月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

10番の案件で位置図は20ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、塔ノ洞地内、関市民球場の北東630mほどに位置する登記地目が田、現況地目が原野3筆、1871㎡です。

使用借人は、建物解体業を営んでおり、建物解体時に発生する壁土のみを分類し、田の機能を失った湿地田に投入し、一時転用による農地の嵩上げを行い畑として耕作したいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるものです。

6月19日に現地確認をし、原野であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、第2種農地以外に該当しないため、第2種農地と判断します。

使用貸借の期間は、2年間としています。

11番の案件は位置図が21ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、東志摩公民センターの北東550mほどに位置する畑8筆、5802㎡です。測量図の添付があります。

譲受人は、不動産業及び太陽光発電事業を営んでおり、申請地及び一体利用地が太陽光発電に適した土地であることから、申請地を譲り受け、先に完了した平成27年6月26日の総会において審議し許可を得た一体利用地である申請地に隣接する宅地、雑種地等12607.38㎡を含めて、太陽光発電設備を整備したいというもの。譲渡人らは、申請地を取得し芝園の経営をしていたが、経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地となりますが、今回の申請は、既存施設用地の1/2以内の拡張に該当するため許可相当と判断します。

12番の案件は位置図が22ページになります。

所有権移転で申請地は、池田町地内、関警察署の西340mほどに位置する田、113㎡です。

譲受人は、住居が手狭になってきたため、申請地を譲り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を相続にて取得したが、農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

13番の案件は位置図が23ページになります。

所有権移転で申請地は、中之保地内、武儀間吹郵便局の南西240mほどに位置する登記地目が田、現況地目が宅地3筆、176㎡です。

譲受人は、夫がなくなり一人暮らしになったため、実家の近くにある申請地を譲り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

14番の案件は位置図が24ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、下之保地内、殿村上野浄化センターの西北西230mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地3筆、998.85㎡です。

賃借人は、プラスチック製品の製造・販売・加工業を営んでおり、従業員の駐車場が手狭になってきたため、申請地を借り受け、駐車場として整備したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地に該当するため、2種農地と判断します。

賃貸借の期間は1年間で毎年更新としています。

15番の案件は位置図が25ページになります。

所有権移転で申請地は、下之保地内、下之保郵便局の南70mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、269㎡です。

譲受人は、土木建設機械の修理業を営んでおり、建設機械の置場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、作業場及び建設機械の置場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

16番の案件は位置図が26ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町八幡地内、八幡公民館の南西570mほどに位置する田2筆、1202㎡です。

譲受人は、家庭用電気製品の販売業及び太陽光発電事業を営んでおり、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

17番の案件は位置図が27ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町高野地内、博愛小学校の北西580mほどに位置する田、918㎡です。

譲受人は、衣料品食料品等の小売販売業及び太陽光発電事業を営んでおり、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。



6月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの13件、賃貸借権の設定に関するもの2件、使用貸借権の設定に関するもの2件、計17件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。  
1番について担当委員より異議なしと伺っております。
- 3番（佐藤久雄君） 2番、3番、4番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） 5番について異議ありません。
- 7番（清水宗夫君） 6番、7番、8番、9番について異議ありません。
- 9番（石木治男君） 10番について異議ありません。
- 12番（八木豊明君） 11番について異議ありません。
- 13番（杉山徳成君） 12番について異議ありません。
- 20番（中島利彦君） 13番について異議ありません。
- 21番（増井賢一君） 14番、15番について異議ありません。
- 29番（相宮千秋君） 16番について異議ありません。
- 30番（永井博光君） 17番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の17件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの13件、賃貸借権の設定に関するもの2件、使用貸借権の設定に関するもの2件の、計17件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 農地転用許可後の事業計画変更申請があったので、意見を求めます。

議案は13ページになります。

1番の案件は位置図が28ページになります。

許可目的、所有権の変更で申請地は、志津野地内、東海環状自動車道富加関ICの北西700mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、524㎡です。

当初事業計画者は、平成16年12月17日5条許可により自動車修理工場を建築する予定であったが、父親が死亡したため計画を中止していたというもの。承継者は、刃物の製造加工業を営んでおり、業務拡大及び従業員の増員をしたことにより駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、従業員用の駐車場として整備したいというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、雑種地でした。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が29ページになります。

許可目的の変更で申請地は、倉知地内、東海北陸自動車道関ICの北270mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、731㎡です。

当初の事業計画は、平成3年5月28日5条許可により、申請地に板金工場を建築する予定であ

りましたが、景気の悪化により金融機関の融資が下りず、計画を中止していたというもの。変更後の事業計画は、太陽光発電設備を整備し、売電収入により生活を安定させたいというものです。

6月19日に現地確認をしたところ、雑種地でした。

農地の区分は、高速自動車国道等のICからおおむね300m以内に申請地があるため、第3種農地と判断します。

○ 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。1番について異議ありません。

○ 10番（後藤利彦君） 2番について異議ありません。

○ 議長（佐藤善一君） 質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号の2件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の2件を岐阜県知事に進達することといたします。

○ 議長（佐藤善一君） 他に質問はございませんか。

○ 23番（土屋尊史君） 上之保地区には民家と民家の間にあるような土地でも農振農用地であったりします。現状にそぐわない網掛けは見直していただきたいと思います。

また、先日、上之保地内で農地を雑種地に変え始めているのを見つけて事務所に指導していただくように連絡しました。しかし、後日、シャッター付の倉庫が建築されてしまっており驚きました。その地区は農振地区でもあります。あとで始末書をつければ大丈夫だというような安易な考えでいられては、このように毎月審議する意味がありません。行政はもっと強い指導をすべきではないでしょうか。

○ 事務局長（玉田和久君） 農業振興地域の計画につきましては、毎年除外の申請を頂いて許可をして外していく流れになっています。しかし、5年ないし10年に一度、農振地区の特別管理ということで個々に申請を頂かなくても、市の判断で区域を変えられる制度があります。関市におきましても今後2、3年のうちにそのような審査をしていきたいと考えています。その際には、またご意見していただくようよろしくお願いします。

○ 23番（土屋尊史君） わかりました。では、指導の方はどうでしょうか。

○ 事務局課長補佐（長尾成広君） 農振農用地の件につきましては、土地改良をする際に、農地が少ない場合はある程度面積を大きくしないといけないため、過去には、あちこちから土地を集めて農振農用地にしたという経緯があるようです。よって実際は農振農用地にしなくていいような場所でもそのように設定されてしまっている土地があるようです。

指導についてですが、以前、富野の農振農用地で勝手に太陽光発電施設の設置をはじめていた件がありました。その際は、担当農業委員、農政推進委員、自治会長、土木水利委員、県事務所職員で所有者のところまで指導に行きました。最初はなかなか話がかみ合いませんでしたが、現在は工事も中止している状況になっています。

もし無断転用ではないかというような状況を発見しましたら、事務局までご相談ください。今回は事務所だけで対応してしまい結果的に工事をとめられなかったことは申し訳なく思います。今後、このようなことがないよう、事務所とも連携を密にして取り組んでまいります。

○ 議長（佐藤善一君） その他に、質問はございませんか

○10番（後藤利彦君） 太陽光発電施設の設置についてですが、最近、私の担当の倉知地区でも、とても多く見受けられます。保安規制など国で定められたりはしていないのでしょうか。以前、群馬県で台風の影響を受けて太陽光施設が民家に被害を及ぼしたというニュースも耳にしました。もし、国で定めがないようでしたら、市で独自に制定してはどうでしょうか。

○事務局長（玉田和久君） 太陽光発電施設がたくさん設置されてきているところですが、確かに最近、簡易的なものも出てきているように思います。法律的な基準については、他市の状況を見ながらまた庁内で相談していきたいです。

○議長（佐藤善一君） それでは事務局から連絡をお願いします。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 次回の総会は8月6日午前10時からの予定です。

また、7月の主な行事予定は、7月16日が転用申請等受付締切日で、7月17日、21日が転用申請等現地確認日で7月29日が農業会議答申日です。

○議長（佐藤善一君） これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午後11時10分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長 関市西神野1665番地

㊦

---

25番 関市洞戸市場551番地

㊦

---

26番 関市板取1244番地

㊦

---